

第一次大戦前の在外正貨制度と横浜正金銀行

小 島 仁

献 辞

昭和 42 年に札幌大学経済学部が創設されてからはや 10 年。当初 3 年間在職しその後も引き続き非常勤講師としてお世話をいただいている事に感謝する。この 10 年間に学部教員陣とその研究体制の充実にはじつに瞠目すべきものがあった。

初代経済学部長舟越康寿先生の事につき一言述べるのをお許しいただきたい。

先生は社会経済史学（特に東南アジアの共同体）の研究者で、横浜市立大学退官後直ちに札大経済学部に赴任された方である。札大在職はわずか 1 年間であったが、先生のご活躍は当時の学部スタッフにとって終生忘れられぬ程の意義を有した。大学人とはいかにありるべきものか、大学というものはいかにして作るべきものであるかを先生は身をもって実践し、学部スタッフに示されたのである。

当時の学部スタッフ中、伊藤 薫、森 光夫、名畠茂留のご三方はすでに物故された。しかし諸先生のご努力は今日の札大経済学部繁栄の中に実っている。ご冥福を祈ります。

この拙い原稿は舟越先生が一生の大半を過された横浜に本店をおいた銀行の営業性格を述べるものである。つつしんで今は亡き舟越先生のご靈前に供えます。

第一章 在外正貨

本稿は明治37年から開始されたところの制度としての在外正貨がわが国の通貨・為替政策に占めた意義を、考察する期間を第1次大戦前に限定してその大筋なりとも明らかにしようとするものである。

筆者が特に意をもちいたのは、在外正貨の働きをめぐって日本国内の3つの機関——政府（大蔵省）、日本銀行、横浜正金銀行——がたがいにどのような関係にあったのかを明らかにするという点であった。それは主として第1章で述べている。結論から先に言えば政府・日銀の方は比較的に単純である。要するに三者の間の代理関係、日銀在外正貨と日銀国内発券の関係、そして日銀在外正貨がわが国の金本位制維持のために果した役割が納得されればよい。残りの問題は横浜正金銀行のありようの中にある。

本稿の考察期間中のわが国の貿易収支は恒常に赤字であり、かつ海外からの借入れの大部分は政府外債の発行によったものであってそれは政府・日銀の手中にあった（在外正貨）のであるから、為替銀行である正金銀行には海外余剰資金はない。正金銀行は海外で為替バランスをとることに努め、結果的にはそれを実現していた。ところで当時の国際的な為替関係の全体を眺めると、わが国からみての重要な二地点は上海とロンドンであった。日本—中国—イギリスという三角形が最も主要なラインであり、他はこれに付属するものといってよい。この三角形においてマネタリーには金本位国と銀本位国が併存しているから、結果的には正金銀行の海外バランスがとれているとしても、それがおおまかにはどのような仕組をつうじてバランスがとれているのかが明瞭にならねばならない。明治前期のわが国の貨幣政策の動搖が銀本位国である清国との関係から主として起ったことを想起するだけでも、たんに海外バランスが結果的にはとれているというだけでは、金本位国同志の関係がきわめてセンシブルなものであるだけに満足しえないのである。第2章ではこれを、正金銀行が仲介した対支政府借款が現地銀預金を伴ない、こ

の現地銀預金により正金銀行の在支銀資為替資金がカバーされる関係、すなわち銀価低落による銀資ロスの負担が中国に転嫁される体制、および銀為替尻の上海集中により銀為替出合を上海・ロンドン間に集中する体制として説いた。

さいごに第三章では、ロンドンでの横浜正金銀行の営業態様をいま筆者が確実に知っている程度に示した。ロンドン市場についてのわれわれの知識の不足が、在外正貨の正確な理解を妨げているのは明らかである。ロンドンが分らねば日本の制度がどの程度まで一般的・世界史的でどこから特殊なのかも分らぬことになる。本稿のテーマは元来は異った分野の研究者同志の「互恵平等」の協力により研究されるべきものであろう。そういうあるべき将来の研究の「予備調査」程度の意味を本稿が果しうれば幸いである。

第1次大戦以前の日本銀行の在外正貨準備が大戦以前に西欧諸国ですでにかなり広範囲におこなわれていたところの「ゴールド・デヴァイス」^{#1}gold deviceと呼ばれる国際金融操作と軌を一にする働きをしていたという点については、ひととおりの説明を要するであろう^{#2}。ゴールド・デヴァイスというのは、中央銀行がその発券準備の中にもっている短期対外債権^{#3}(通例は外国為替手形)の売買によって対外為替相場を好ましい点に維持し、あわせて国内正貨の流出を妨げる手段である。筆者はここで世界諸国の史実をふまえた一般的な説明を与えようとはおもわない。大戦前の日本の在外正貨の特殊の働きを説明しうる程度にのみ述べることにしたい^{#4}。

ここで「短期対外債権」と呼んだものがどういう具合に大戦前の日本の在外正貨についてあてはまるかについては後述する。短期対外債権の所有者は中央銀行以外にもその国の通貨制度と対外決済制度に直接にかかわっている機関(おおくは政府・とくに大蔵省)がありうる。従って中央銀行以外の機関も含めて、「公的所有者による公的所有」と呼ばれる。民間の為替銀行とその海外での余剰資金の所有は「公的所有者による公的所有」ではないが^{#5}、横

浜正金銀行の場合は日銀の在外正貨とどういうかかわりになるのであろうか。これは本稿の後半部分で明らかにされるであろう。

ゴールド・デヴァイスによる為替相場の操作は通例は金輸入現送点と輸出現送点の範囲内でおこなわれるものとされるが、実際には大戦前に多くの国々がその国の金輸出現送点に為替相場を維持する努力をしたようであり、日本だけではなくいくつかの国々が金輸出現送点より若干外側にはずれた為替相場を維持しようとしたようである^{註6}。ゴールド・デヴァイスは一般論としては公的所有者が金輸入現送点で外国為替を買い金輸出現送点でそれを売って差益を入手するものとして説明されるが、それは相当の期間中輸出貿易が輸入貿易を超過しているという事情でも伴なわないと実現しないことである。貿易上は入超が続いている国の場合にはその分に見合う短期的資金の流入でもないかぎり金輸出現送点付近で為替相場を維持する動作のみが主要なものとなる。

わが国の場合には清国償金と日露戦争外債代金という巨額のロンドン資金を運用した経験と、すでに他国がおこなっていた実例に学ぶことにより、おのずとこの操作をおこなうようになった。日銀がこの操作をおこなうための法制的前提は明治37年末に在外正貨の政府所有と日銀所有の区別が確定することによってでき上った。日銀が実際にこの操作をおこないはじめたのは明治40年ごろからであろうとおもわれる。それぞれの根拠は後で説明する。だから、制度としての在外正貨は日露戦争以降のことである。清国償金の在外正貨としての働きはたんなる海外余剰資金としての域を出なかつたが、外債手取金は公的所有者による公的所有として為替相場を貨幣制度維持の目的で操作する手段となつた。ここに日清戦後と日露戦後の日本資本主義発展過程の差という問題とも関係して、為替政策の面でも同じく巨額の海外資金の発生でありながら異なる影響を国内に与えることになる原因がある。

日本の在外正貨が当時すでに西欧社会に一般的なものとなりつつあった制度と共通する性質をもつものであるといつても、そこにはなお日本の場合に

獨得のいろいろな事情がある。それらの事情のうち主要なものを（特に疑問が生じそうな点を）とり出して、筆者がなおかつ日本の在外正貨を西欧の一般例に共通する性格をもつものと考える理由を説明しよう。

第一。日本の在外正貨は結局日露戦争以降の外債手取金が転じたものである。一般例では為替銀行の海外余剰資金が公的所有者に買いとられて発生するのであるが、日本は日露戦争以降恒常に貿易収支が逆調のため為替銀行に海外余剰資金が生じない。「戦前（1914年上半期）、元来は輸入為替の買収に使用すべき為替銀行の資金を日銀が買取ったことがあった^{#7}」のが為替銀行から在外正貨をえた唯一の事例であったようだが、これは余剰海外資金の買取りというわけではなかった。外債手取金のうちから政府が日銀に売り渡したうえは、今度は日銀所有在外正貨は金輸出現送点を下回る相場で売られることにより恒常に円安為替相場を維持するように意図的に操作された。つまり輸出貿易を促進するための為替ダンピングが（軽度のダンピングではあろうが）おこなわれたのである。日露戦争後は個々の輸出業者に対する輸出奨励金融だけでなく制度としての在外正貨を利用した円安為替相場の維持による輸出促進策が用いられたのである。そのためにつきのような「特殊」事情が出現する。「国内正貨が豊富であれば在外正貨の売値を自主的に（というのは金輸出現送点、あるいは若干それ以下で）決定しうるが、国内正貨が手うすであれば在外正貨の売値を買希望者（主に外国銀行の日本支店であろう）から牽制される。そのさい相場の実勢を離れて金輸出現送点より高い相場で売ることも起る。^{#8}」極言すれば日露戦争後の国内正貨は（ロンドンから金地金で現送されたものは）ただこのような事態に備えるためにのみ必要だったのである。以上により筆者は、大戦前の日本の在外正貨が結局は外債手取金の転じたものであったとしても、やはり公的所有の一般例に共通する性質をもつものであったと考える。

第二。一般例では公的に所有された短期対外債権は外国為替手形（期限付かつ利付）である場合が多い。ところが日本では海外中心市場、特にロンド

ンにおける預金残高と外国政府債の所有を「在外正貨」と称し、それらの債権が金貨国である外国の貨幣表示であるからという理由で正貨の形態別内訳表では「金塊」として分類^{#9}している。外国為替手形の中央銀行による所有という形態をとっているのではなくロンドンにおける預金残高と外国政府債の所有をもって中央銀行の発券準備の中の正貨準備とみなした国は、さすがにそうざらにはない。この場合ロンドンにおける預金と外国政府債の所有が日銀振出しのロンドンあて為替手形によって直ちに払出し可能なものであるならば、ゴールド・デヴァイスの手段にはなりうるからいちおう問題はない。かくしてロンドンにおける預金と外国政府債の所有が直ちに換金・払出しの可能なものであるのかどうかという点に疑問が集中する。例の「土佐の鰹節」という在外正貨批判^{#10}も、この点を皮肉ったものである。

日銀所有の在ロンドン正貨は、預金という形態の場合には横浜正金銀行ロンドン支店が日銀代理店としての資格で正金銀行の取引先であるロンドンの株式預金銀行およびイングランド銀行に預金しており、この預金の中の当座預金は日銀がこれを引当てにロンドンあて為替手形を振り出すことにより直ちに払い出されることになる。緊急の場合にはロンドンの株式預金銀行は当座貸越をおこなうであろう。預金の中の他の種類の預金の存在がそれを支えている。外国政府債の所有は世紀転換期以降ロンドンではイギリスの短期大蔵省証券の所有が主であったとおもわれるが^{#11}、この短期大蔵省証券は年度内に償還されるものであり（この点がコンソルとはちがう）、ロンドン市場では一流のロンドン銀行引受手形なみに換金性の高いものであって当座貸越・手形割引・ロンドンあて期限付手形の引受などの担保として最適のものであった^{#12}。したがって日銀の在ロンドン正貨は、日銀がロンドンあて為替を対外決済手段（国内的手続きとしては日銀の兌換）として売却することにより、支障なくまたたく間に払い出されうるものであった。国内の貨幣・金融市場未発達の当時の日本人にとっては外国に置かれている金融資産が国内で対外決済手段として直ちに用いうるということがあるいは奇異に感じられた

かもしれないが、1907年恐慌の最中でもロンドン市場の上述のような勧らきは停止しはしなかったのである。

第三。日銀の在ロンドン資金と横浜正金銀行の在ロンドン資金は区別されているのかどうか。

両者の代理関係はきわめて明瞭である。まず帳簿の上では両者の勘定は全く別個のものとして区別されており、正金銀行ロンドン支店の営業報告には正金銀行にかんするものしか表われない。だがロンドン銀行との関係での両者の区別は、同一機関（正金ロンドン支店）が両者の資格で行動しているからロンドン銀行側からは（だからロンドン市場からみても）区別しがたい場合があろう。しかしこの代理関係は厳重な監督制度（正金ロンドン支店に日銀の監督官が常駐しており、在外正貨にかんするいちいちの取引はその指示・監査の下でおこなわれる）によって支えられていた^{#13}。両者が混同されることはあることは通例ありえなかったのである。

日銀が在外正貨のうちから正金銀行の独自の判断で運用することを許したのは正金ロンドン支店「為替基金」（大戦前には100万ポンド程度という水準をはなはだしくは越えない）のみであり、この分は日銀が正金に預託したとされているが、年二分の利子をとっているから貸付とみてもよい^{#14}。この「ロンドン為替基金」以外の在外正貨については全く日銀の指示の下にあった。

日露戦争以降の正金ロンドン支店の為替取扱高（第3表参照のこと）をみると、ポンド入金（買入為替手形受、利付為替手形受、為替手形向の合計）とポンド出金（買入為替手形向、利付為替手形向、為替手形受の合計）の差は、ロンドンに資金を蓄積するというような傾向を示さない^{#15}。日銀が正金ロンドン支店の余裕資金を利用することは、現実にはまずありえないことであった。

日銀がおこなう為替取扱の場合は、外国銀行の日本支店が兌換を求めて円貨を日銀に持ちこみ、兌換として日銀振出しのポンド払い為替手形が振出されるのである。（正金銀行の国内店が日銀に特に兌換を申し入れてポンド手形

第1表 <正貨在高> (単位:百万円)

各年末 明 治	(西暦)	正貨在高①	所有者別 (注③=④+⑤)			所在地別			日銀所有		
			政府所有②	日銀所有③	日銀正貨④ 貨準備	日銀正貨⑤ 外準備	在内正貨⑥	在外正貨⑦ 在貨	在外正貨⑧ 在貨	在内正備 貨	在貨
29	(1896)								52	81	
30	(1897)							0	98		
31	(1898)							0	90		
32	(1899)							0	110		
33	(1900)							0	67		
34	(1901)							0	71		
35	(1902)							0	109		
36	(1903)	139	6	133	117	16	120	19	0	117	
37	(1904)	97	1	96	80	16	26	71	54	30	
38	(1905)	479	363	116	116	---	37	442	79	37	
39	(1906)	495	292	203	147	56	24	471	123	24	
40	(1907)	445	237	208	162	46	44	401	125	37	
41	(1908)	392	166	226	170	56	62	330	108	62	
42	(1909)	446	144	302	218	84	117	329	102	116	
43	(1910)	472	202	270	222	48	135	337	87	135	
44	(1911)	364	113	251	229	22	133	231	98	131	
大正1	(1912)	350	82	268	247	21	136	214	111	136	
2	(1913)	376	91	285	224	61	130	246	94	130	
3	(1914)	341	49	292	218	74	128	213	90	128	

(出所) 後藤新一『日本の金融統計』(昭和45年)

①~⑦は、22-3頁の別表8による。

⑧~⑨は、21頁の表4による。

を受取ることもありえた。)正金銀行の半独占的な為替営業によってロンドンでの為替の受払いがバランスしているときに、日銀振出しのポンド払い手形が(その反対のポンド入金為替を伴なわずに)大量に振出されれば、円の対ポンド相場が著しく変動しないであろうか。そういうおそれはない。日銀は意図的に円安相場を作るために金輸出現送点あるいは若干その下でしかポンド為替を振出そうとしなかったからである。(どういうレートでポンド為替を売るかについては日銀と正金は密接に協力していた。)以上のようなやり方によって貿易差額(赤字)が在外正貨で埋められ、このときにでき上る円安の為替相場が輸出貿易を促進し、正金ロンドン支店の取扱う為替のバランスを保つのを助けたということになるであろう。

さいごに統計上の把握、当然そのこととも関係して在外正貨をめぐる政府と日銀のあいだのかかわり、また在外正貨と日銀券発券量とのかかわりに言及しておこう。

われわれがふだん目にしている正貨統計は、所在地別のもの、所有者別のもの、そして日銀所有の分は在内正貨準備、在外正貨準備、正貨準備外に3分されたもの、以上の総合がいちばん詳しいものである。(第1表) そうすると在外正貨総額は分るが、その所有者別内訳が分からぬ。筆者はこれを大体次のようにみなしてよからうと考える。

所在地別の「在内正貨」と「日銀在内正貨準備」はほぼ一致している。所在地別の「在外正貨」は、「政府所有正貨」、「日銀在外正貨準備」、「日銀正貨準備外正貨」から成立っている。このようにみてまず支障はない。よほど特殊の研究に用いるのでさえなければ、このみかたで十分に間に合うであろう。^{注16}。

政府所有在外正貨は日銀に預金され、日銀バランスシートの負債勘定中の「政府預金」に含まれている。そして日銀資産勘定中の「海外代理店保管金」の中に日銀所有在外正貨と政府所有在外正貨が含有されている^{#17}。政府が「在外正貨」の量を公表するさいはこの日銀の「海外代理店保管金」の数字

でおこなうから、あたかも両者の所有の別が実際には無区別であるかのような印象も与える^{#18}。しかし両者の区別は明瞭に存在している。

「政府預金」の中には、その処理を日銀にまかせた「当座預金」と、その用途または保管方法を限定した「別口預金」および「指定預金」がある。政府所有在外正貨は「指定預金」、政府所有在内正貨は「別口預金」中の「政府勘定特殊現金」である^{#19}。そして、在外正貨が政府所有から日銀所有に移った場合には、売買の手順により国内通貨勘定をもって代金を授受する^{#20}。もっともこれは日本からみての場合である。ロンドン市場側からみた場合には、政府所有在外正貨も日銀所有在外正貨とともに正金銀行ロンドン支店が日銀代理店の資格で保有している「ロンドン・バランス」であり、両者のあいだになんらの区別もない。

以上の知識により、所在地別の「在内正貨」と「日銀在内正貨準備^{#21}」の差が「政府在内正貨」である（この差はほとんどないが）と考えてよく、所有者別の「政府所有正貨」からこの「政府在内正貨」を引いて、「政府在外正貨」が得られると考えていいだろう。もっとも、そうしても数字の変動はほとんどない。「日銀所有正貨準備外正貨」を筆者がもっぱら「在外正貨」中のものとみなそうとするのは、在外正貨を正貨準備に編入するに際して必要な「電報の往復」という事務手順をきらった分があった^{#22}という知識による。それがもし国内で日銀所有正貨となっているものなら、保証発行税との関係ではできるだけ正貨準備に編入する方が日銀に有利であったろう。

以上のようにみなした場合、表の中で二箇所、特に奇妙な箇所がある。第一。明治37年の所在地別の在内正貨は日銀在内正貨準備より400万円少ない。しかし同年の日銀在外正貨準備と日銀在内正貨準備の和は日銀正貨準備より400万円おおい。なにかの集計上のミスであろうか。それとも他の理由であろうか。第二。明治40年には所在地別の在内正貨が日銀在内正貨準備より700万円おおい。この年に政府在内正貨が特に必要であった理由は分らない。

日銀正貨準備と日銀券発券量の関係について述べよう。日銀券発券量を基礎づけているものは、正貨準備と保証発行準備（われわれが考察している期間については、それによる発券限度は1億2千万円）である。その他に5分という高利（保証発行税なら2分）を課せられる限外発行があるのは周知のことろであろう^{#23}。限外発行はそれをおこなう際には日銀は大蔵省の許可を求めるが、法制上は限外発行をどこまでおこなうかとする制限はない^{#24}。さて，在内正貨準備はそれを買取った際にそれに見合う日銀券が発券されているから、別に問題はない。問題は「在外正貨」が正貨準備に編入されている場合に、この在外正貨準備と発券量がどういう関係にあるのかという点である。日銀所有在外正貨のうち、ある部分は正貨準備で、別の部分は保障準備にもなり得、さらにそのどちらでもない部分があるというような事態は、在外正貨準備なるものは恣意的なものではないのかという疑惑をたしかに招きやすい。

しかし事態は意外に単純である。大戦前の日銀の在外正貨は九分九厘まで政府所有の在外正貨を買取って発生するのであるが、その売買手順は国内通貨の授受をもっておこなわれる。政府所有の在外正貨を日銀が買取った代金はおおくの場合政府の日銀における当座預金口座に振込まれ、その払い出しのない間は発券もないが、払い出すか出さぬかの判断が日銀にはない以上はそれは日銀にとって「潜在的発券」である^{#25}。だから日銀の在外正貨買取りは、その在外正貨が正貨準備とされようがされるまいが結局は国内発券を伴なうものである^{#26}。だから在外正貨準備でないときは、在外正貨の買取りは結局のところ保障準備発行を伴なう^{#26}。保証準備発行が手いっぱいのときは限外発行を伴なう^{#26}。そこで、限外発行により在外正貨を買取るのが苦痛の場合もあったという事態も起る^{#26}。この問題に対する答は、在外正貨を正貨準備とするか（そのばあい日銀の保障準備発行枠が、発行税なしで、増加したのと同様になる）、ある部分を正貨準備とはしないでおくか（たんに事務手順の問題である）というようなことはもっぱら日銀の経営内部の問題であって、結局は在外正貨が国内通貨増を伴っているということになる。

最後に政府と日銀の関係。

日銀と正金ロンドン支店の間に代理関係があったように、政府と日銀の間にも代理関係があった。だからじつは正金ロンドン支店は政府と日銀の二重の監督下にあったのである。政府の監督は日銀より上位にあり、ロンドンでは駐英日本大使が正金ロンドン支店に指図する最高責任者であった^{#27}。これまでの説明が事態をもっぱら日銀と正金ロンドン支店の関係であるかのように述べたのは、たんにめんどうな叙述形式をきらったからにすぎない。

政府在外正貨は（それは九分九厘まで外債手取金である），それが日本の民間企業から買いとられたものではないかぎり，日本国内の通貨増減の原因とはならなかつた^{#28}。ただ，もし政府の在外正貨による対外支払がなければ日銀の正貨所有高中から支払われねばならなかつたであろう支出が政府によつて支払われるという意味でのみ，政府在外正貨は国内通貨量と関係していた。

第一章 注

1. ゴールド・デヴァイスと呼ぶことについては，M. de Cecco, *Money and Empire : The International Gold Standard 1890—1914.* 1974. pp. 84—85 参照。なお，National Monetary Commission, *Interviews on the Banking and Currency Systems.* Washington. 1910. 中のイギリスにかんする部分の証人，Lord Sywaytheling の証言をみると，これが大戦前の西欧諸国でかなり広範におこなわれていたであろうことは明らか。
2. 大戦後の日銀が在外正貨を利しつつ金輸出現送点以下にレートを維持しようとしたことは，つぎの三吉加代子氏の論文に述べられている。基本的には同様の操作がすでに大戦前に日銀によっておこなわれていたのである。「1920年代の横浜正金銀行と為替政策」（『金融経済』第148号。1974年10月）
3. 在外正貨は金より得やすい。深井英五『通貨調節論』（昭和3年）342頁。わが国への金地金の現送は，為替相場がわが国からみて金輸入現送点に達していないときにそれをおこなえば，為替の上では損失になる。しかし為替相場が金輸入現送点に達しなくとも，在外正貨なら得られる。

4. ここで必要なものとして示す一般的説明は、A. I. ブルームフィールド（小野一一郎・小林龍馬訳）『金本位制と国際金融』（1975年）の特に第1部第6章、第2部第2章等による。煩をきらっていちいち注はつけない。一般的説明であっても、深井氏著によるものは注をつける。一般的説明でさえ、往々深井氏著の方がより詳細なのである。

深井英五は日露戦争外債募集のさいに高橋是清の随行員であり、日露戦争後は日銀本店で在外正貨にかんする実務取扱の衝にあたり、第1次大戦後1920年代のいくつかの国際会議に出席している。昭和10年から12年まで日銀総裁。学者肌の人で多くの著書があり、その国際金融についての見識はきわめて高い。第一次大戦以前の在外正貨にかんしても、第一級の証言者というべきであろう。本稿第一章の記述も、要所ではおおくがこの人に拠った。引用は要点を示す形でおこなっている。

一方ブルームフィールドの方は、その視角は貴重だが、その具体的な国々にかんする史実把握は十分には程遠い。ブルームフィールドの日本にかんする記述のほとんどは、残念ながら採用しがたい。

5. 「為替銀行の在外資金は売進まねば為替銀行の営業が成立たない。一方それが転化し得る在外正貨としては、買進まねばならぬ。」（深井・前掲書、360-1頁）為替銀行は為替買持分を売為替でカバーしなければならない。いわゆる為替出合をとらねばならない。従って、「為替銀行が買持資金を処理する趣旨と公的所有の在外正貨を処理する趣旨は頗る違う。」（深井、343、360頁）この食いちがいは、「為替銀行の余剰資金を公的機関が買取る」（深井、337頁）ことによって解決される。第1次大戦後にこういう機会が数多く生じたのは周知のところだが、大戦前の日本にはこういう機会はほとんどなかった。日露戦争から第一次大戦まで、日本の貿易収支は常に入超だったからである。「一国の支払勘定と受取勘定とを為替銀行の普通の取引によってできるだけ相殺したうえで、その差額を金の現送で相殺するかわりに政府または中央銀行の勘定で決済するのが在外正貨の作用である」（深井、337頁）といっても、大戦前の日本では外債代金が転化した在外正貨が貿易上の赤字の決済資金となつた方の事例がほとんどであった。要するに、為替銀行の在外資金（短期債権）と公的所有者のそれとは無関係ではないが、為替銀行は公的所有者ではありえないである。

6. じっさいにはわが国のゴールド・デヴァイスは、「金輸入現送点以下でも買い、金輸出現送点を下回ってから売る」（深井、362-3頁）というものであった。ブルームフィールドにならって、中央銀行が人為的手段で金輸出現送点を若干低めて、と言い換えてもよかろう。ブルームフィールド、前掲書、64-6頁、100頁、115頁注32、122頁、153頁注15.16など。

7. 深井, 前掲書, 346 頁。
8. 深井, 前掲書, 370—1 頁。
9. 山口和雄, 「明治時代における日銀券の増発とその基礎」(『経済学論集』第 35 卷第 1 号。1969 年 5 月) 17 頁。
10. 吉野俊彦, 『日本銀行制度改革史』(昭和 35 年) 254 頁。福田徳三が大戦中におこなった批判。在外正貨というのは、土佐の鰹節会社が、土佐の沖から漁獲した鰹で鰹節を製造して引渡すのは容易なことであるという理由で、土佐沖遊泳中の鰹を引当てにした鰹節兌換券を発行するようなもので、まったく不合理であるという批判。
11. 別表によると、日銀の在外正貨のうちポンド表示のものは（他に正貨準備外がドル表示の預金で 3,024 千ドルある）、正貨準備が 9,105 千ポンド、うち 7,763 千ポンドがイギリス大蔵省証券、他は預金、正貨準備外が 8,596 千ポンド、うち 2,149 千ポンドがイギリス大蔵省証券、4,850 千ポンドが定期預金である。当座預金は、正貨準備の方で 341 千ポンド、正貨準備外の方で 102 千ポンドと、比率自体は小さい。要するに、日銀の在外正貨の内訳は、その大部分がイギリス大蔵省証券とロンドン銀行に対する定期性預金から成立っていた。しかし本文中で述べたように、ロンドン市場の仕組からいって、日本本国から振り出されたポンド為替がロンドンで直ちに払い出しうるような手順となることはまちがいない。
12. もっとも、ながい間担保として用いられる短期政府債は floaters と称され、全担保中のある特定の部分に限られていた。T. Balogh. Studies in Financial Organization Cambridge 1950. p. 128.
13. 「日本銀行ハ横浜正金銀行倫敦支店へ英國倫敦ニ於テ日本政府ヨリ寄託ノ現貨金銀地金及有価証券ノ保管出納〔并ニ日本銀行所有ノ現貨金銀地金及有価証券ノ保管出納〕事務取扱代理ヲ嘱託スル」(『横浜正金銀行史』付録甲巻之二, 99 号—1 の 1。535 頁)
〔 〕内の 25 字が明治 37 年 12 月に加えられた。(同 99 号—5。552 頁)
「横浜正金銀行倫敦支店ハ〔日本政府ノ寄托金及日本銀行兌換券発行準備ノ〕代理事務ニ属スル現貨金銀地金有価証券及帳簿ハ横浜正金銀行本業部ト混淆セサル様判然区画シ決シテ本業部ノ為ニ之ヲ使用スヘカラス」(同 99 号—1 の 21 字が明治 37 年 12 月に加えられた。(同 99 号—5。553 頁)
この代理店約定は、清国償金の取扱にさいしてできていたものである。(『横浜正金銀行史』167 頁。明治 29 年 2 月の項) このように政府・日銀・正金ロンドン支店、三者の関係が判然と区画されて、明治 37 年 (1904 年) 12 月から日銀の「制度としての在外正貨」が発足するのである。

別表 大正4年3月末の在外正貨内訳

(出所)後藤新一『日本の金融統計』(昭和45年)24頁の「別表9」。

政府 正 貨		日本 銀 行 正 貨			
	千円				千円
在イギリス資金	48,531	正 貨 準 備 外	内 地 地 金		187
当 座 預 金	14,848		在 イ ギ リ ス 資 金	ポンド	85,553
三日通知預金	8,299		普 通 通 知 預 金	140,352	
定 期 預 金	25,384		定 期 預 金	4,850,000	
在 フ ラ ン ス 資 金	5,357		当 座 預 金	101,769	
当 座 預 金	382		三 日 通 知 預 金	350,000	
三日通知預金	4,975		為 替 資 金	15,195	
在 ア メ リ カ 資 金	1,791		本 邦 各 種 公 債	35,000	
当 座 預 金	1,791		イ ギ リ ス 大 蔵 省 証 券	2,148,560	
在 ド イ ツ 資 金	1,923		三 十 日 通 知 預 金	307,282	
当 座 預 金	1,895		買 入 手 形	647,515	
為 替 元 渡	28		在 ア メ リ カ 資 金	ド ル	5,994
小 計	57,602		定 期 預 金	1,500,000	
			当 座 預 金	1,523,706	
			小 計		91,734
特 別 運 用 金	9,187	正 貨 準 備	内 地 準 備		127,759
特 別 運 用 金	9,173		金 貨		98,742
特 別 利 殖 金	14		金 地 金		29,017
			海 外 準 備	ポンド	87,405
			当 座 預 金	341,373	
			特 別 通 知 預 金	1,000,000	
			イ ギ リ ス 大 蔵 省 証 券	7,763,300	
合 計	66,789		小 計		215,164
			合 計		306,898

政府の在ロンドン資金は、日銀のロンドン代理店である正金ロンドン支店に寄託されて同支店が取扱ったが、在ロンドン・日銀監理官がこれを監督、駐英公使がその上位にあってこれを監督、という2重の監督制であった。大蔵大臣の命がなければ政府寄託金の出納はおこなえなかった。(『大蔵省百年史』上。昭和44年。158-9頁)明治37年12月の代理店約定修正の以前には、在外正貨による国内発券は政府と日銀の「預け合い勘定」(ロンドンの政府資金を日銀に預入し、これを準備として発行された兌換券を政府が借入れ、支出する)としておこなわれる所以あり、そのばあいの在外正貨は日銀所有に移ったとはいえない。現実には「預け合い勘定」の下で、在外正貨により国内で発券するという意味では明治37年以後とよく似たことがおこなわれていたが、ゴールドデヴァイスの手段たりうるものではなかった。

14. 山口, 前掲論文, 13-4頁。
15. ただ, 明治41-3年の3カ年にはかなりの為替尻がロンドンにあるが, この3カ年はロンドン支店からの向為替が極端に低い。

まず考えうることが二つある。一つは, 日銀の為替資金低利割引(2分)限度が明治40年10月に従来の1,000万円から1,500万円に引き上げられていることである。

(『横浜正金銀行史』323頁)もう一つは, 明治42年の上海中央為替統務店制に従つてロンドン以外の本支店の資金がロンドンに集中したことである。もっとも地金(特に銀地金)現送の関係を伴なれば, 必ずしもロンドンに資金が集ったとはいえないかも知れない。少なくともこの頃ロンドン支店に余裕があったとする記述は見当らない。為替取引高は実貿易の何倍にもふくれ上るのが通例だから, 為替差額はそうあてにはならない。

そのほかに, つぎのような事情を考慮されてよい。

第一。1907年恐慌(明治40年)にさいして, 正金ロンドン支店は日銀から155万ポンドの臨時融通を受けた。(『横浜正金銀行史』324頁。明治40年10月)これは「為替基金」とは異なるもので, それにつづく時期にポンド貨で返済されたものとおもわれるが, 返済されるまでの期間は正金のロンドン資金の中に入っているわけである。

第二。明治41年の正金銀行の資金計画中に, 「ロンドン・リヨン再割引」3,500万円という項目が存在する。(同, 付録甲卷之二, 169号-2)正金ロンドン支店のロンドン銀行からの借入金が一時的に正金のロンドン資金をふくらませているということがありうる。

第三。明治41年頃から大戦直前にかけて, 日本の企業が手形を利用した長期借入をロンドン銀行からおこなうのを, 正金銀行が仲介した。(『横浜正金銀行史』343頁。明治41年10月)正金銀行が裏書したロンドン銀行引受手形の市中割引によつたものであり, 期限は3カ年である。事例としては東洋汽船に対し造船材料と汽船六隻を担保にして200万円というのが挙げられている。大正3年3月までのこの種の取扱高は1,650万円に達した。これも正金ロンドン資金に入りこむ可能性がある。

以上の三つの事例は, 明治41-3年という期間に, 貿易に基く為替の入金と出金の差とは別に, 正金ロンドン支店の残高として一時的なりとも滞留しうる資金の存在を示している。

16. 後藤新一, 『日本の金融統計』(昭和45年)24頁別表10の注でも, 大正4年3月末の場合はそうなっていることを指摘している。
17. 深井, 前掲書, 402-3頁。

18. 深井, 前掲書, 350-1 頁。
19. 深井, 前掲書, 350, 398 頁。
20. 深井, 前掲書, 351 頁。
21. 日銀の「通貨及地金銀」は日銀券を含まない。(深井, 前掲書, 26, 396 頁) これがほぼ「日銀在内正貨準備」であろう。
22. 深井, 前掲書, 383 頁。
23. 山口, 前掲論文。
24. 深井, 前掲書, 39 頁。
25. 深井, 前掲書, 412-3 頁。
26. 深井, 前掲書, 324-6 頁。
27. 注 13 をみよ。
28. 深井, 前掲書, 351-2, 402 頁。

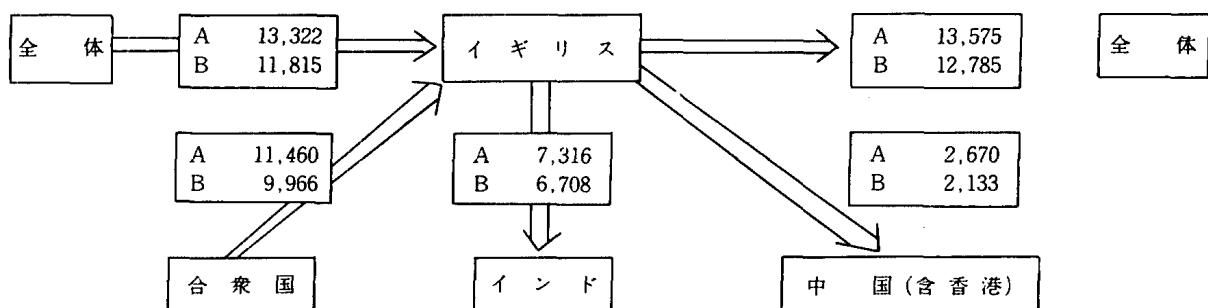
第二章 中国との関係

第1次大戦以前の世界には、南北アメリカ州⇒イギリス（ロンドン）⇒インドと中国、という巨大な規模の銀塊および銀貨（主としてメキシコ銀貨）の流れがあった。わが国の貿易構造は地際的にはこの銀地金移動の巨大な三角形の上にぴったり重なっていたのである。なお、わが国からみた場合には、この銀地金移動の三角形（第1図）から派生するつぎの二つの副次線が重要なとなる。

第一。銀地金がロンドンからわが国に入り、わが国を経由して中国とインドに向う流れ。この場合に、わが国は金貨国と銀貨国にはさまれた為替取引をすることになり、激変する金銀比価の影響を被る。明治 10 年代からわが国にとっての悩みの種は、「単ニ輸出入ノ権衡上ヨリ来ルモノニ非ヌ^{#1}」という理由でわが国から中国に流出する銀地金であった。これは日本で営業する外国銀行が日本の輸入為替の代金を日本で銀貨で回収し、これを中国に現送してしまうものであって、その結果上海にて為替のわが国における売買相場が

第1図 銀地金の国際移動

単位 £000s.



(出所) London Economist. Monthly Trade Supplement. Imports and Exports of Bullion and Specie.

(注) A. 1900年の1カ年間。矢印の方向への銀貨と銀地金の輸出量（純ではない）。

B. 1909年。同上。

全体というのは、三個の国を含む。

上図は要するに、1900-1910年の頃の大勢を示唆するだけのものである。説明の便宜の域を出ない。

1890年代は、上図よりはるかに複雑である。大勢は南北アメリカ州→イギリス→東洋にはちがいないが。

高くなり、これを緩和するために正金銀行がロンドンから日本本国に向けて銀地金を現送する仕儀になるものであった。このような日中間の為替関係の特徴は日清戦争後には全く改善されるのである。

第二. 合衆国から日本に向けての銀地金現送。カリフォルニア州とハワイの日本人出稼人の本国送金が地金現送の形をとったものであり、そのさかんであったのはほんの一時期にすぎない^{#2}。

明治30年以前のわが国の全般的な貿易収支も地金収支も、収支尻自体はさほどの額ではない。わが国の貨幣政策上の問題はむしろ、収支尻とは別にたえず中国向けの地金流出があり、ためにロンドンからの地金現送を必要とした事であった。欧米からの船便は当時1カ月前後を要したから、日本本国で突如地金不足が生じた場合の急場に合わなかつた。直接に景気変動の影響による場合も含めて、地金の突然の移動がわが国の対外為替関係の安定を著しく損なう事が多かったのである。さらにまた、1870年代以来の金銀比価の激動が日中為替関係の背後にあった。じつに明治初年以来、わが国の貨幣

政策は一貫して日中間の安定的な為替関係をめざしていたといってよい。

つぎに御用荷為替取扱廃止（明治 22 年）以後の横浜正金銀行の営業方法について説明しよう。連合為替営業法（明治 24 年）という為替出合法と上海・中央為替統務店制（明治 42 年）という出合方法とを対比して説明することによって、第 1 次大戦前の正金銀行の経営体としての営業自体にとっては何が最大の課題であったのか、その課題がどういう解決のされかたをしたのか、そのために正金銀行の営業方法がどのように推移したのかが明瞭となるであろう。

明治 24 年の連合営業法は、御用外国荷為替取扱が廃止されたのでこれまでとはちがって正金銀行自体の経営責任において外国為替に取組まねばならなくなつたために樹立された営業方法である。「常ニ金貨手形ノ買持多キ有様^{注3}」では為替銀行としての営業が成り立たない。当時わが国は事实上銀本位制をとっていたから、金貨手形（すなわち欧米向輸出手形）の買持は銀貨で金貨の買予約をおこなつたのに等しく、金銀比価の変動に対して全く無防備だったのである。

御用為替が廃止された翌年の明治 23 年（1890 年）は世界的な恐慌年であり、直接には合衆国の銀貨自由鑄造法の提議と実施に対する思惑により、銀価が国際的に暴騰した。直接にはこの明治 22-3 年の銀価騰貴に対処するために、また正金銀行の為替買持という常態を為替出合をとつて緩和するために、正金銀行は政府に願い出て、ロンドンで受けとった為替代金のうち 50 万ポンドを政府から貸下げを受けた^{注4}（明治 23 年 11 月）。これがロンドン為替基金と呼ばれるものである。明治 23 年 6 月に更に 60 万ポンド追加した^{注5}分は 1890 年恐慌に対処してのことである。追加分 60 万ポンドは明治 25 年上期に返済している。このようにロンドン為替基金の設置という形すでに企図されていた「為替出合」のとりかたが、1890 年恐慌が一段落した後で連合営業法として明瞭にシステム化するのである。

連合営業法は、各店がばらばらに営業するのではなく、定められた分業体

制に従って営業する方法である^{#6}。全店が金貨国店と銀貨国店に2分される。金貨国店（ニューヨーク、リヨン、サンフランシスコ店）は、為替尻を金貨国店統轄店であるロンドン支店に集中する。銀貨国店（神戸支店）は、銀貨国統轄店である横浜本店に集中する。そうすると全店の為替尻がロンドン支店と横浜本店の間の取引に集中する。両統轄店の間の為替出合を次のようにしてとる。

「本店及ヒ龍動支店ハ毎週一回水曜日ノ帳締ニヨリ互ニ為替買持高（即チ予約ト実際トヲ論セス当週間総買入高ノ内ヨリ同売出高ヲ差引タル残額ニテ本店ヨリハ千位迄ノ英金額ヲ龍動支店ヨリハ万位迄ノ円銀額）ヲ電報シ買高多キ一方ニ於テ当日直チニ相手方ノ買高同額ノ為換ヲ当日ノ参着相場ニヨリ売り出シ之レニ対シ手形ヲ発送シ即時ニ其相場ヲ電報スヘシ而シテ右売出高ニ超過スル買高残額ハ其買高多キ一方ニ於テ之レヲ次週ノ勘定ニ繰り込ミ電報スルコト前週ノ通りタルヘシ^{#7}」

当時は、「本邦外国貿易ノ実況ヲ見ルニ大体米国ト仏国トニ売リテ英國ヨリ買フモノナレハ米仏両出張所ニ於テハ専ラ本邦輸出為替ノ取立ヲナシテ其代金ヲ龍動へ回送シ龍動支店ハ是ヲ以テ輸入為替ヲ取組ミ以テ為替ノ出合ヲ付ケサルヘカラス^{#8}」という取引概況であったから、ロンドン支店は合衆国とフランスからの送金を得てその資金で日本向けの輸出手形（銀貨払）を買い、横浜本店が欧米向けの輸出手形（金貨払）を買い、「買高多キ一方」（たいていは横浜本店）がロンドン支店買持高と同額の売埋め（売為替）をおこなうというやり方で、ロンドン支店買持分（銀貨払）の為替リスクを取除くという手順になるのが大勢であった。以上の全体の操作によりわが国の輸出手形買持に伴う為替リスクが若干緩和されたのである。ロンドンに堆積されてゆく資金は折をみて銀塊・銀貨で現送された。

一方、明治42年の、上海支店を日中各店の中央為替統務店と定める営業方法^{#9}の場合には、連合営業法では横浜本店が背負っていたところの金貨払手形と銀貨払手形の出合をとつて為替リスクを軽減する責任を上海支店の指揮

に委ね、イギリスから中国へという大規模な銀地金の動きから努めて日本本国をわきへ外そうとするものであった。連合営業法の場合にはイギリス→日本→中国という地金の流れが生じ、為替関係が混乱する直接の原因はたいていこのような地金の流れかたからうまれたからである。

日露戦争の頃、中国におかれていた正金銀行の支店には1,000万円の銀資金が与えられていた。明治39年5月、この銀資金を上海支店に集中し、上海での正金銀行の地位を高める措置がとられた^{#10}。上海支店はこの措置で、金銀出合の統轄店の地位にすでに事実上は立つことになっていたといってよからう。営業体としての正金銀行になおも残っていた問題は、世界的な金銀比価の変動・銀価の下落傾向のため、正金銀行の「支那銀資金」が絶えず減価してゆくことであった。正金銀行は「支那銀資金」を「現地銀預金」で置きかえてゆく方針をとり、大正2年9月(1913年)、この置きかえが完全に目的を達して、「支那銀資金」を全廃した^{#11}。中国自身は銀貨国のままで、西洋風の日本の貨幣制度の中に包摂し、日本の大陸進出の地ならしを終えたのである。

当初は欧米中心に発展した横浜正金銀行の支店網がやがて中国に向って伸びだし、第一次大戦直前には正金銀行の中国での営業が欧米での営業に匹敵するようになった。第1章で述べたような日露戦争以降の「制度としての在外正貨」の働きも、以下に説くようにわが国の中に対する為替関係が当時欧洲の諸列強が当面する再分割闘争の主要な舞台である「半植民地国」中国に対してくれり広げていたところの植民地・海外銀行を仲介とする政府借款—現地預金—現地銀資金カバーによる為替関係の安定という方策に追従して展開されたことによって支えられていた。東洋に位置するわが国は東洋において安定した為替関係を維持することがわずかのポイント差で操作される欧米金本位国との為替関係をわが国に有利に運ぶための前提条件であった。

正金銀行の中国での最初の店舗は明治26年(1893年)の上海出張所である^{#12}。コントワ・ナショナル銀行とコレレス契約を結んでいる。このときはじ

めて「支那銀資金」100万円をおいた。明治27年、ボンベイにも出張所を設け、「為替基」20万ルピーをおく^{#13}。この二つの出張所をおいたことによつて上海とボンベイを経由する間接の為替出合が直接のロンドンから日本への送金に代るようになり、それに応じて日本から欧米向の「買為替」量を拡大した。連合営業法の下で為替バランスをとる方策は、特にロンドン支店の側で日本向の輸出手形を買取る分量に依存していたが、日本向の輸出手形は日本で活動中の外国銀行の手を通じることが多く、ロンドン支店からの買手形は伸びなかつた。そのため横浜本店は買持の抑制を余儀なくされ、上海出張所を設置した明治26年には、日銀再割引契約の限度額1,000万円のうち実際の使用額が「大概五、六百万円ニ超過セサルノ実況^{#14}」であったから、特に日銀に願い出て100万円を通知預金にしてもらい、それを上海の為替基金としたのである。明治25年に再割引契約分とは別個に日銀との間に当座借越約定（当初200万円、明治28年に400万円）が結ばれているのは^{#15}、輸出前貸金融のためである。しかしそれは為替出合のために横浜本店が売為替をおこなうさい、その為替を買った輸入商人に対して為替額面に見合った無担保の当座貸越を与えるという売為替促進の手段を含んでいた^{#16}。

「元来上海ハ東洋第一ノ貿易港ニシテ其輸出入ノ盛大遙ニ我カ横浜港ノ上ニ居リ^{#17}」。横浜本店が上海に指図するという仕組には無理があった。またロンドンとはちがつて上海なら、正金銀行の支店がはるかに容易に独立の銀行業務をおこなう余裕があった。明治29年（1896年）、上海店を連合営業法から外して独立店（為替基100万両。100円につき75両の割合）にしている^{#18}。翌30年にできた香港出張所（為替基当初50万弗）は当初から独立店である^{#19}。この上海独立店は次のような指図を受けている^{#20}。為替基（100万両）と為替取立代金で買為替をしてもよいが、みだりに短期の売為替で長期の買為替をしてはならない。特に金貨国およびインドに対しては為替バランスを保つべし。本邦に対しては時宣により売越又は買持をなすとも苦しからず。

連合営業法によるロンドン—横浜本店出合が、この明治 29 年の上海独立店制によって、ロンドン一本店出合およびロンドン—上海出合、上海一本店間では上海にある「銀資金」の範囲内で上海から「時宣により売越又は買持」、というバランスのとり方になった。形の上ではロンドン一本店、ロンドン—上海の二途があるが、東洋における為替バランスの拠点は横浜本店から上海支店に移動しつつあった。明治 32 年（1899 年）に正金銀行が日銀から得ている「2,000 万円低利資金」は、ロンドンに為替基金 1,000 万円、中国とインドに従来の分に積増して銀資金 500 万円、予備 200 万円はさしあたりロンドンにおく、というように処理されている^{注21}。為替営業方針も明治 30 年 10 月（1897 年。金本位制）に改正され、連合法から再び分立法に逆戻りするわけであるが^{注22}、事実上は上海を東洋の中央拠点としてゆく方向への過渡期であった。この頃、為替の 3 分の 2 は欧米向け、3 分の 1 は中国向、とみられており海外資金も大体その割合におかれている^{注23}。但し欧米向為替の回転を年三回とすると中国向為替は年二回^{注24}というように、中国の資金効率は低くなることに留意。

世紀転換期以降横浜正金銀行の中国での営業体制は次のように推移した。金銀比価変動による「支那銀資金」の減価に営業体としての正金銀行は悩まされる。明治 35 年 9 月、通常積立金のほかに初めて 10 万円の銀資準備をおく^{注25}。同年、「銀塊相場未曾有の低落」によりさらに 20 万円を積み増す計画にしている^{注26}。配当を増すことができないので、増資もむずかしかった。1900 年から 1910 年までの間に香上銀行やチャータード銀行の規模が大きくなったりには正金銀行の規模は伸びていない。（第 2 表）銀の減価に対して銀資準備金以外に正金銀行がおこなった工夫は、「支那銀資金」の上海支店への集中と、金資金のロンドンへの集中という措置（共に明治 37 年）であった^{注27}。しかし後者の措置は結局輸入為替が外銀に集中し正貨現送の必要を生じるという明治 20 年代の姿に戻るものにすぎなかった。銀資金の上海支店への集中はその後も進行する。明治 40 年 11 月（1907 年恐慌）、インドの凶作、メ

キシコの銀貨売出等により銀価が暴落し、銀資準備金48万円の拠出によって銀資金評価替をおこなっている^{#28}。

第2表 横浜正金銀行と外銀2行の規模比較

項目	行名 年	正金銀行			香上銀行			チャータード銀行		
		1893 £ 000	1900 £ 000	1910 £ 000	1893 £ 000	1900 £ 000	1910 £ 000	1893 £ 000	1900 £ 000	1910 £ 000
払込資本金		750	2,000	2,400	1,125	1,000	1,500	800	800	1,200
準備積立金		615	1,336	1,648	467	1,175	3,050	250	500	1,575
配当と未配当利潤		92	800	296	139	344	530	79	88	239
流通中の発券引受				356	1,098	1,135	1,503	614	700	516
その他負債		3,118	13,184	8,139	2,153	2,525	2,148	3,716	3,789	2,258
預金		2,650	12,249	14,700	10,092	15,871	27,242	5,433	8,788	13,664
総負債		7,225	29,569	27,542	15,074	22,051	35,973	10,893	14,666	20,262
現金とコール投資		2,205	2,326	3,322	2,444	8,773	6,911	1,979	2,447	3,777
英政府債				1,962		660	1,730	801		1,702
その他証券		910	4,337		811	1,117	1,500		1,415	453
割引				21,944			25,639			12,684
貸付		4,101	22,822		11,662	16,478		8,008	10,657	
建物(含引受)		9	83	312	157	22	193	105	146	1,645
総資産		7,225	29,569	27,542	15,074	22,051	35,973	10,893	14,666	20,262

(出所) London Economist. Reports of the Joint Stock Bks in U. K.

日露戦争の経過に伴ない、明治37年8月、正金銀行の満州における金庫事務取扱の開始以来^{#29}、正金銀行は一時期、満州における凝似中央銀行に化した。政府は正金銀行を介して満州に円銀制を敷き、正金銀行の満州統轄店(牛莊支店)が清国内各支店の業務を指揮・監督する体制をめざす(明治38年12月)^{#30}。明治初期の正貨政策の復活版である。満州の軍政を背景に円銀を満州法貨とし、円銀または円銀支払の中国本土にて為替を中国本土でもある程度流通させようという目論見であった。少なくともこういう直接法は成功しない。円銀自体が満州で中国銀貨に駆逐されるというありさまであった^{#31}。

日露戦争のさいのこういう一時期のアナクロニズムを経て、戦後上海支店の営業は急速に伸びていった。明治39年3月、清国内の支店に銀資1,000万円を備える決定^{注32}。戦後需要による中国からの多額の輸入が見込まれたのである。この「銀資金1,000万円」がその後第一次大戦までの間中国に必要な銀資金の水準となる。同年5月、清国各店の銀資金を全部上海支店に集中する決定^{注33}。明治40年、上海支店に上海銀630万両が集中している^{注34}。現地預金も、明治38年に清国における預金総額実に1,000万余円に上った^{注35}。この現地預金が正金銀行を介しての政府の対支借款に支えられてのものであることは後述する。

かくして日露戦争後、中国での営業に必要な銀資金が現地銀預金でまかなわれることにより、正金銀行の為替出合システムは大戦前の完成形態に達したのである。その制度上の表現が、明治42年7月（1909年）の上海・中央為替統務店制であった^{注36}。

第二章の注

1. 『横浜正金銀行史』付録甲巻之一、第65号ノ1
2. 『横浜正金銀行史』、137—9頁。
3. 同、付録甲巻之一、第86号ノ1。
4. 同、付録甲巻之一、第83号の1。
5. 『横浜正金銀行史』、118—9頁、135—7頁、同、付録甲巻之一、第83号ノ1。
6. 同、付録甲巻之一、第86号—1、—2に詳しい。
7. 同、付録甲巻之一、第86号—2。
8. 同、付録甲巻之一、第86号—1。
9. 同、付録甲巻之二、第175号ノ1、に詳しい。
10. 『横浜正金銀行史』、277頁。
11. 同、415—7頁。
12. 同、145—7頁。同、付録甲巻之二、第90号、第91号。
13. 同、147—8頁、151—2頁。同、付録甲巻之二、第92号。
14. 同、付録甲巻之二、第91号。

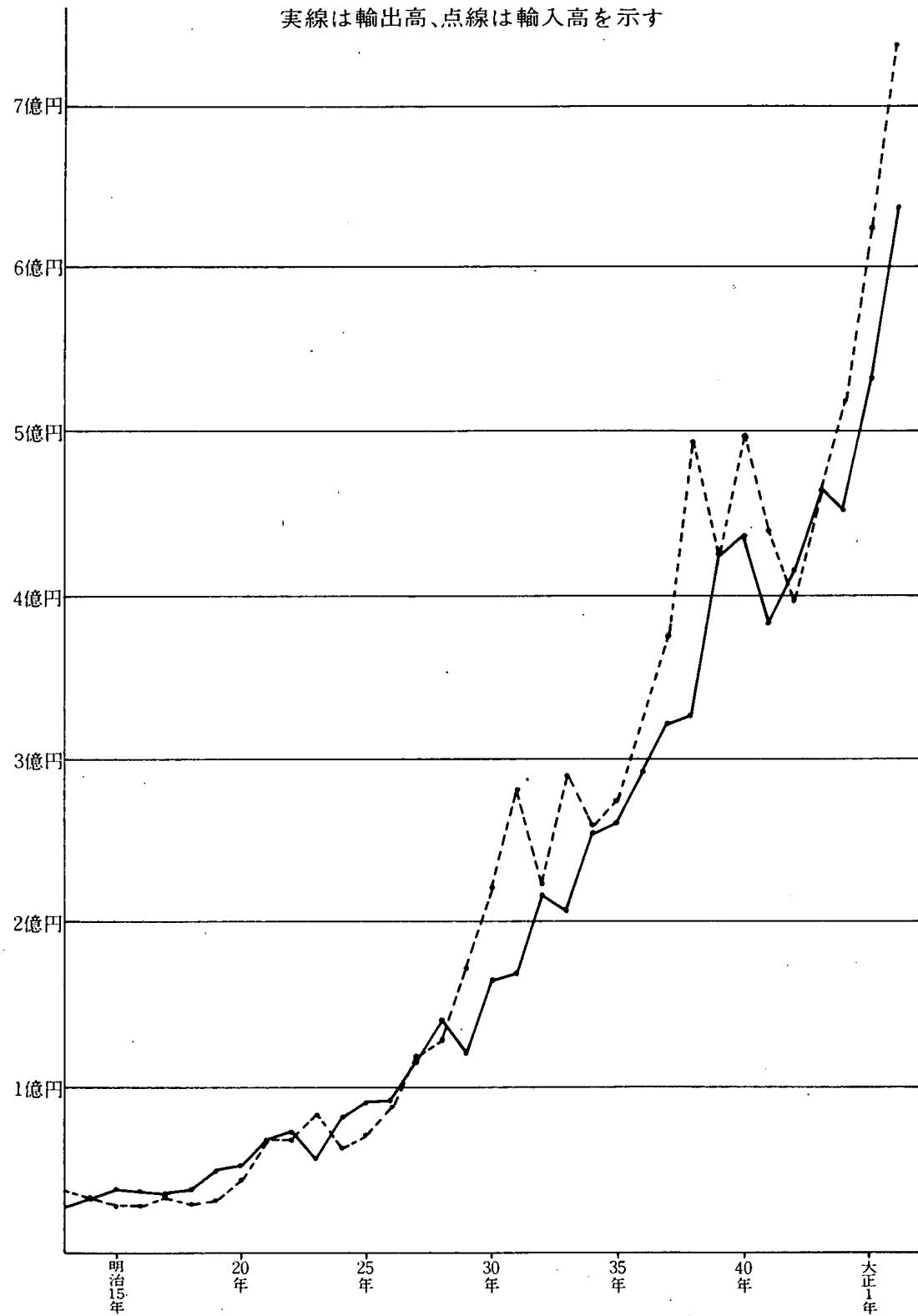
15. 同, 134-5 頁。同, 付録甲卷之二, 第 87 ノ 1 ~ 4。
16. 『高橋是清自伝』(昭和 11 年), 521-9 頁。
17. 『横浜正金銀行史』付録甲卷之二, 第 96 号。
18. 20, 同, 付録甲卷之二, 第 96 号。
19. 『横浜正金銀行史』177 頁。
21. 同, 204-8 頁。同, 付録甲卷之二, 第 110 号ノ 1 ~ 7, 第 111 号ノ 1 ~ 2, 第 112 号。
22. 23. 24. 同, 192-4 頁。同, 付録甲卷之二, 第 108 号に詳しい。
25. 同, 234 頁。同付録甲卷之二, 第 120 号。
26. 同, 236-7 頁。同, 付録甲卷之二, 第 121 号。
27. 同, 240-1 頁。
28. 同, 328-9 頁。
29. 同, 248-9 頁。
30. 同, 270-3 頁。同, 付録甲卷之二, 第 133 号, 第 134 号, 第 135 号, 第 136 号, 第 137 号。
31. 同, 付録甲卷之二, 第 147 号ノ 1 ~ 2。満州での正金銀行の営業については, 金子文夫「日露戦後の『満州経営』と横浜正金銀行」(『土地制度史学』第 74 号, 1977 年 1 月) を参照せよ。
32. 33. 34. 同, 277 頁。
35. 同, 317 頁。同, 付録甲卷之二, 第 159 号。
36. 注 9 に同じ。

第三章 ロンドンでの横浜正金銀行

わが国の貿易収支は明治 13 年頃までは年々入超, 明治 14 年頃から日清戦争までは年々出超, 日清戦争から第 1 次大戦以前は年々大幅の入超と, 第 1 次大戦以前はほぼ 3 期に区別しうる。(第 2 図) その他に, 数字は明らかではないが, 経常的な貿易外収支の赤字が常に存在し, 海外での軍事費を含む政府経費の支出も大きかったものと思われる。明治 13 年頃までの貿易収支の赤字を埋めた地金出超は, 内国古金貨と古銀貨, およびそれらの転形したもの

第2図 わが国の貨物輸出入高

東洋経済新報社『日本貿易精覧』
 (昭50複刻) 697頁より作成



である日本金貨（旧）と日本銀貨および一円銀貨によって支えられていた。江戸時代の遺産である古金貨・銀貨がながらくわが国の国際収支を支えたのである^{注1}。

正金銀行と日本銀行の設立によってわが国の輸出入金融の制度が拡充していくのに伴って、わが国の貿易収支が明治14年頃から好転するけれども、第2章で問題にしたような輸出優先の為替関係をとっていてさえなおわが国の為替環境は安定にはほど遠かった。すでに第二章で述べたようにわが国の為替環境が不安定であることの主な原因は、明治20年代のようにわが国の貿易収支自体は好転していても「単ニ輸出入ノ權衡上ヨリ来ルモノニ非」ざる危機がアジアの銀本位国との関係によって発生する点にあった。この銀本位国との関係の問題についてはすでに第二章で基調を示したので、本章ではこの問題を包みこみつつも視点をむしろロンドンと日本の関係におき、正金銀行とその取引先のロンドン銀行の営業態様を中心に第1次大戦前のわが国の為替関係がたどった大筋とその歴史的意義を論じることにしよう。正金銀行を通じて展開されたわが国の第1次大戦前の為替関係こそが在外正貨という制度と表裏一体をなすものだからである。

正金銀行のロンドンでの業務は有力なロンドン銀行に依存することなしには不可能であった。正金銀行でなくともイギリスの植民地銀行は皆、当時は独立にロンドンでの銀行業務をおこないえなかつたのであって、1909年以降ようやく植民地銀行のロンドンでの銀行業務が可能になるが、それでも手形交換はなおロンドン手形清算所社員銀行に依託する他なかつたのである^{注2}。正金銀行が契約したロンドン銀行はアライエンス銀行（1885年、明治18年）、ロンドン・ジョイント・ストック銀行（1885年）、ユニオン・バンク・オブ・ロンドン（1886年）の三行^{注3}である。アライエンス銀行が提示してきた契約草案^{注4}が残っているが、契約の主な内容は正金銀行がロンドン以外の本支店から振り出すロンドンあて手形（期限付）をこのロンドン銀行が引受けるところにある。わが国内で正金銀行がロンドンあての輸出手形を買取ってもそ

これらは期限付手形であるから、その手形と同じ期限の手形を正金銀行がロンドン銀行あてに振り出してロンドン銀行の引受を得、しかる後に市場で割引いてもらうとか、あるいはわが国内で買取った手形のうち一流の引受者が引受けける手形を割引いてもらうとかしないかぎり、買取手形はポンド・スターリングに期限内には転化しないのである。契約したロンドン銀行がなければ為替バランスもとることができない。ロンドン銀行引受は正金銀行が為替業務をおこなうためには不可欠のものであった。この三つのロンドン銀行との正金銀行の関係は、うち一行は大戦前に、二行は大戦直後に他の銀行に合併されるが、取引ははるかに後の時代まで継続する。大戦前にはさらにもう一行、ロイズ銀行（1912年）とも契約し、これも後まで継続する^{注5}。

留意すべきはロンドンでの手形引受という点で正金銀行がマーチャント・バンカーには全然依存していないという点である。当初政府は「イングランド銀行やロスチャイルドのような一流の銀行」に手形引受を求めるように訓令しているが^{注6}、イングランド銀行はごく特殊の事例を除いては一般に手形引受を全くやらぬ銀行であり、発足当時の正金銀行が手形引受を求めて近づけるような相手ではなかった。手形引受どころか預金取引でさえ正金銀行がイングランド銀行と関係するのはようやく清国償金受領のさいからである。ロスチャイルドはようやく日露戦争外債発行のさい正金銀行との関連が生じてくる^{注7}。ともかくマーチャント・バンカーと正金銀行が手形引受について有力な関係を生じたという証拠は第1次大戦前については全然存在しない。

じつはイギリス系の植民地銀行で第1次大戦前に東洋（極東）で活躍したものが全て共通してロンドンでの主取引銀行をロンドンの株式預金銀行に定めている。その関係は次のとおりであり、ロンドン・エコノミスト誌の銀行広告でくり返し示されている^{注8}。

香上銀行——ロンドン・アンド・カウンティ銀行（この銀行は1909年にウエストミンスター銀行に合併された）。チャータード銀行——シティ銀行（1898年にミドランド銀行に合併された）。チャータード・マーカンタイル

銀行——ロンドン・ジョイント・ストック銀行（1918年にミドランド銀行に合併された）。ちなみに正金銀行のロンドンでの主取引銀行はアライエンス銀行（1892年からバース銀行、1918年からウエストミンスター銀行）である。

第1次大戦以前のわが国の政府外債のロンドンでの発行は、明治初期の数件を除いて1890年代以降もっぱら（1件のみ例外）バース銀行を主席としそれに香上銀行、正金銀行その他が加わる引受団によって引受・発行された。日清戦争以来日本政府債の引受発行は大きなマーチヤント・バンカーの関心をひきはじめたものの、実際にはバース銀行が引受発行の首席となるという形態がロンドンでは常に維持されたのである。このことの背景には日本政府がマーチヤント・バンカーの支配力をきらったという事情もあるが^{注9}、バース銀行が1890年代以来の活発な合併政策によって銀行規模を大きくし、日本政府のロンドンでの外債発行に常に主席をつとめうるような能力を備えたという事情によっても支えられている。以前に日本の大蔵省の「お傭い外人」となってわが国の銀行制度の近代化に功績のあったA. シヤンドがアライエンス銀行、バース銀行、ウエストミンスター銀行に歴任し、日本政府や銀行界の実力者たちと交渉を絶やさなかったという事情^{注10}もあって、バース銀行は（正金銀行を窓口とする）わが国のロンドンとの金融関係では常に主取引銀行であった。

日清戦争と日露戦争はわが国のロンドン市場での地位を飛躍的に発展させた二つの画期であった。総額3,800万ポンドの清国償金は^{注11}、1890年代のイギリスにとっては半年分のイギリスの「金貨と金地金」輸入額に相当する^{注12}。しかしその「本邦への回金」は1895年から98年にかけて数次に分けておこなわれたのであり、かつ、この「本邦への回金」と称されることの内容のほとんどは国際決済手段として償金額からロンドンで支出したというものであり、地金それ自体の現送は比較的にわずかである。イギリス側のデータで^{注13}日本への金地金輸出がめだつ年度は90年代では1896, 97, 98の3カ年であり、1,012千ポンド、5,274千ポンド、3,777千ポンド（但し98年にイギ

リスの日本からの金地金輸入が 2,420 千ポンド) である。1896—98 年の期間のイギリスから日本への金地金（金貨を含む）の純流出はだから 7,643 千ポンドであって、清国償金総額 38 百万ポンドの 20% にすぎない。清国償金「回金」がイギリスの地金市場に与えた影響を過大視することはできない。1896 年 98 年程度の日本に対する金地金輸出の程度の額ならイギリスは年々数カ国に対してこの程度の金地金の輸出をおこなっている。97 年でもドイツに対する輸出 11,949 千ポンド、輸入 278 千ポンドの方が日本に対する輸出より規模が大きい。それにしても、たとえ一時期のみとはいえわが国はロンドン市場でドイツ、インド、合衆国と伍す程の地金取引（当然為替関係を通じて金融関係全体に大きな影響を及ぼす）をおこないえたのであり、この取引を支えた実行機関が正金銀行ロンドン支店とその主取引銀行であるバース銀行であった。

日銀代理店としての資格から区別して正金銀行ロンドン支店自体のロンドン資金がどの程度の規模のものであったか、その資金がどういう要素によつて構成されていたかを知っておくことは将来日本政府・日銀と正金ロンドン支店の関係、イギリスの株式預金銀行と正金ロンドン支店の関係をマネタリーに詳しく見てゆく際の手がかりとなるであろう。いまは限られた資料と筆者の研究の不十分のため以下の程度にとどめる。為替基金、借入金、為替尻の三つがその主なものであろうかとおもう。

正金銀行のロンドン支店為替基金は、明治 22 年（1889 年）に 50 万ポンド。明治 23 年から 25 年までさらに 60 万ポンドが積増されるが、これはベアリング恐慌の頃の為替の混乱に臨時に備えたものと思われる。明治 27 年に 70 万ポンド。清国償金回金業務のため明治 29 年に 100 万ポンドになってから、100 万ポンドが水準となる。明治 30 年にこの 100 万ポンド水準が確定。その後臨時にこれより多くなることはあったとしても第 1 次大戦まで 100 万ポンドが常態である^{#14}。この為替基金 100 万ポンドが常時ロンドンの正金銀行が取引する銀行に預託されていたであろうことはまず疑いないところである^{#15}。

しかし正金銀行のロンドン資金はこの「為替基金」だけではない。たとえば、明治30年からロンドン取引先三銀行に「本店所有の公債証書を担保として差入れ、之に対して本店から三銀行宛に振出した長期為替手形の引受を得た上、之を倫敦市場で割引売出して低利の資金を調達する途を開いた。又其後倫敦支店の都合で所有の為替手形を担保として、3銀行から一時借入金をなす途をも開いた」^{#16}のである。これは正金銀行が国内で買取った輸出手形でカバーした正金銀行振出ロンドンあて手形の引受をロンドン銀行に求める通常の手形引受（前記の為替基金はその担保である）とは異なり、カバーのないクリーン手形、資金融通手形の引受を求めたのであり、手形振出し目的がもっぱらポンド資金をロンドンで得る点にあるから、手形を日本国内で売為替せず直接にロンドン支店に送付し、ロンドン支店が引受を求めて引受銀行に呈示し、引受済の手形をロンドン支店が割引市場に売ったのである。「所有の為替手形を担保として三銀行から一時借入金をなす」方は当座貸越であろうが、国内で買取った輸出手形の全てが担保能力をもっていたわけではなく、ロンドン銀行引受手形のような一流手形についてのみ可能のことである。正金銀行のかなり重要な取引先商会が振り出した手形でもロンドンでは決して一流手形とはみなされなかつたろうことは『横浜正金銀行史』にのっている大戦前の得意先大口取付の諸例からうかがえる。ロンドン支店所有手形が決して一流手形ばかりではなかつたろうことを強調しておきたい。ともかく明治30年にはこのようなしかたで50万ポンドのロンドン資金を調達している^{#17}。さらにその十年後の明治41年には、「ロンドン・リヨン再割引」を2,410万円（約240万ポンド）おこなっている^{#18}。これもまたロンドン必要資金を考えるさいに考慮しておくべきであろう。

為替尻もロンドン支店の一時的な資金残高と考えてよいが、第3表にみられるように為替尻自体はロンドンよりの向とロンドンの受がほど見合うようになっていた。明治42年以降のロンドン支店為替尻の増加の中には、上海中央為替統務店制に伴った上海からロンドンへの出合の集中が有力な一要素と

第3表 横浜正金銀行ロンドン支店主要為替取扱高表

(40年以前のA欄の単位=千ポンド、他は千円)

明治	買入為替手形		利付為替手形		為替手形	
	向	受	向	受	向	受
34 A	5,608	12,606	2,328		5,466	8,122
	51,540	14,847			33,248	4,316
35 A	5,709	15,187	3,025		4,414	9,552
	48,607	10,498			32,381	4,180
36 A	5,416	17,181	3,429		2,521	10,934
	27,994	13,881			15,119	4,262
37 A	1,154	14,954	4,726		,555	12,618
	38,487	8,295			68,696	1,535
38 A	2,536	21,799	5,823		1,546	17,066
	112,373	12,208			102,849	6,518
39 A	8,523	23,951	4,501		5,699	17,292
	83,639	8,038			60,653	2,516
40 A	5,580	22,008	5,908		4,583	16,061
	63,268	14,441			33,175	7,849
41 A	24,075	207,667			27,805	132,068
	65,404	9,118			41,243	6,940
42 A	23,705	240,238	24,785	43	22,390	149,859
	60,302	3,388		23,466	62,565	9,256
43 A	95,995	249,078	32,729	10	71,103	166,780
	79,804	17,810	1	30,567	44,399	2,843
44 A	103,066	216,329	45,690	9	92,228	161,395
	88,332	6,864	2	44,594	36,405	5,936
45 A	59,382	260,342	57,821	44	42,385	185,915
	87,167	4,113	5	57,099	37,532	3,847

(註) (出所) 水沼知一「横浜正金銀行の外国為替・貿易金融の展開」。『横浜市史』第4卷下、(昭和43年) 728頁。表のみかた。各年次のA欄の数値は、各年次「銀行局年報」の原表では各手形について「本支店出張所別」としてロンドン支店について表示されたもので、ここでの「受」・「向」はロンドン支店を中心とした「受」および「向」を示す。これにたいして各年次のB欄は原表では「内地本支店扱(各手形)地方別」として掲げられているものであって、そこでの「受」・「向」は内地各店を中心にしてみたものである。(同 727頁) 氏は、「買入為替手形」(向)は、輸出荷為替手形の為銀による買取りを主要な事例として(同723頁) 説明し、「利付為替手形」(向)は、その手形の金額表示がその手形取組地通貨によるもので、取組地では為替はおきず、取立地において売為替がおきると同時に、利子がつくことをその特徴とする、と説明する(724頁)。「為替手形」は送金手形(並為替)で、被仕向地で支払為替となる。と(725頁)。

して含まれているであろう。しかし一方同じ時期にロンドン支店の借入金も多かったのである。為替尻が正金ロンドン支店にとってどの程度余裕資金でありえたかは疑問である。

さきに明治 30 年（1897 年、金本位制）以前のわが国内地金輸出のうちのかなりの部分が江戸時代の遺産である古金銀貨で支えられていたと述べた。この古金銀貨は貿易差額によって入手したものではないから、古金銀貨によつてまかなわれた分の収支は実際には赤字であったといえる。同様のことが清國償金についてもいえる。しかし日露戦争のさいの軍事公債からは事情が異なる。軍事公債代金は貿易差額によって入手したものではないが、その発行は元利払いを伴なう。軍事公債以前の発行公債（外債）は回数も総額も低かつたからそれが直ちにわが国国際収支の脅威となるという程のものではなかった。しかし日露戦争軍事公債以降は事態が複雑となる。

第 4 表は明治 37 年以降の貿易外収支を示す表で、貿易外収支の黒字がたえざる導入外資によってもたらされる様子がよく分る。明治 39 年以降利払いが国際収支上の圧力となっている。明治 39, 43, 44 年には大口の外資償還があつたので、金額の動きが大きい。わが国にとって外資や貿易外収支が重要な問題となるのも明治 37 年以降であってそのことは第 4 表中の「外国人払利子配当金」明治 37 年の低い数字となってあらわれている。明治 37 年から貿易外収支が貿易収支に匹敵する規模をもつようになるのである。明治 37—8 年のさいの約 10 億円の外債代金は第 1 次大戦までだいたい維持された（約 3 分の 2 にめべりして）。そのためには明治 39 年以降の利払いと償還をまかなくに足る新規外債（いわゆる借換外債）の発行を必要とした。そのさい政府外債だけではなく地方債・民間債も借換外債の役割を担わされたのである。委細は省略するが^{注19}、金額の大部分を占めるのは政府外債の発行であり、政府外債のロンドンでの発行は常にパース銀行を首席とする引受団により引受けられたのであった。

明治の初め（1 年、3 年、6 年の 3 件。いずれも東洋銀行引受^{注20}）にお

オリエンタルバンク

第4表 本邦貿易外収支総括表

〔単位 円〕

		明治 西暦 1904	38 1905	39 1906	40 1907	41 1908	42 1909	43 1910	44 1911	45 1912	大正2 1913
受取勘定											
経常的収入	A	51,685	61,586	85,308	162,428	111,571	105,271	108,704	109,282	130,785	148,700
臨時的収入	B	226,824	992,784	35,165	63,895	61,042	104,222	310,415	47,100	101,818	132,386
合計		278,509	1,054,370	120,473	226,323	172,613	209,493	419,119	156,382	232,603	281,086
支払勘定											
経常的支払	C	143,903	238,293	140,910	123,667	132,889	125,092	138,891	139,671	145,861	159,200
臨時的支払	D	3,025	325	119,347	6,887	5,014	13,261	104,332	74,884	44,458	26,362
合計		146,928	238,618	260,257	130,554	137,903	138,353	243,223	214,555	190,319	185,562
上掲表中の											
①外国人本邦放資	Bの主要部分	226,786	992,761	35,022	63,260	59,864	102,573	309,481	39,052	97,590	118,744
②外国人利子充当金	Cに属する	15,732	34,166	74,024	60,712	66,054	71,100	75,788	80,136	84,493	87,900
③外債元利払政府海外支払	Cに属する	100,234	179,897	42,333	26,095	21,012	18,665	18,327	16,160	19,019	22,200
④外国人本邦放資回収	Dに属する	25	12	111,987	25	2,045	25	93,310	49,692	10,016	3,178
①-(②+③+④)		110,745	778,686	▲ 193,322	▲ 23,572	▲ 29,247	12,783	122,056	▲ 106,936	▲ 15,938	5,466
											660,721

出所 東洋経済新報社『日本貿易精観』689~691頁より作成。

10カ年合計

こなされた外債発行が7分—9分ときわめて高利であったのに対して明治32年のものは4分利(4分利第1回外債1千万ポンド)という低利が実現し、明治37年中の2回の軍事公債(1千万ポンドと1千2百万ポンド)は強国ロシアと交戦中という不安な状態であるから6分利であるが、戦局好調により明治38年中の2回(3千万ポンドと3千万ポンド)は4分半利となり、明治38年11月の2千5百万ポンド以降、大戦にいたるまでの数回の政府借換外債は4分、高くとも5分、が標準となつた^{注21}。正金銀行がとっている為替バランスでは短期的にはともかく長期にわたってわが国の国際収支全体に生じる逆調を支えることはできない。国際収支の逆調自体は大規模の外資を導入することにより補なわざるをえない。しかし正金銀行がたえず為替バランスに工夫して為替関係の安定をはかっていたことが外資導入の時期や金額や金利や手取価額等々の発行条件についてわが国に有利な条件の実現を可能にしたのである。もしわが国が第1次大戦以前の合衆国のイギリスに対する為替関係のような形式をとっていたなら、わが国が大戦前にあれだけ有利な外債発行をおこなえたかどうか疑問である。この点に關係するかぎりでの合衆国の為替関係とわが国の為替関係の主な相異点は、わが国の為替が正金銀行によって独占されていたのに対し、合衆国の為替は相互に競争的なニューヨーク諸銀行によって扱われているというところにあった^{注22}。

だが横浜正金銀行のロンドンにおける営業の安定はロンドンで作り出されたものであるというよりはむしろ東洋で作り上げられたものであった。為替銀行としての正金銀行の最大の苦心は創業当初から常にアジアに位置する国の為替銀行としてアジアの銀本位国との為替関係の安定をはかるという点にあった。既に述べたようにこの課題は明治42年(1909年)の上海・中央為替統務店制によっていちおう達成された。為替銀行として中国に必要な銀資金を現地中国人の預金でまかなうという体制、従って銀資金減価の損失は全て現地中国人に転嫁されるという体制、が日露戦争後に実現するのである^{注23}。

ところがこの現地預金なるものは中国人自身の資本蓄積の成果でさえな

い。『横浜正金銀行史』に記載されている事例だけでも日露戦争後次のような「対支借款」が存在する^{注24}。それらは全て清国官省あるいはそれに近い筋（はっきり清国官省要人が全て、と言いきったら乱暴であろうか）に対する借款で、ほとんどが銀資金で与えられ、元来この借款は政府の指示で政府の資金でおこなわれるのであるが、形式上は横浜正金銀行がおこなう借款であり、借款条件の中にこの資金を横浜正金銀行に預入すべきこと、借款の返済手続は全て正金銀行をとおすこと、この資金で外国に支払が必要な場合の為替取扱は全て正金銀行を通すこと、この資金を日本に回金しないこと等の約束が含まれている^{注25}。

明治 39 年。直隸省公債 240 万両の引受応募。

明治 39—41 年。湖北省に特殊借款 290 万両。

明治 41 年。兩江総督に特殊借款 100 万両。

明治 43 年。奉天総督に特殊借款銀 220 万円。同年。郵伝部公債金 220 万円の引受。

明治 44 年。湖南省官銭局に特殊借款銀 50 万両。

特に漢治萍公司に対しては（これは湖北省大冶鉱山から八幡製鐵に向けての原料鉄鉱石の供給を保証するためである）ほとんど買収するに近い勢いでつぎのような特殊借款がおこなわれている^{注26}。返済は八幡製鐵支払代金中よりおこなうことになっている。

明治 40 年。 30 万円。

〃 41 年。 200 万円。

〃 43 年。 100 万円。

〃 同年。 100 万円。

〃 44 年。 600 万円。

〃 45 年。 300 万円。

〃 同年。 50 万円。

〃 同年。 250 万円。

大正2年。1,500万円。

欧米の「対支借款」にいたっては怖しい程の数字に達している。正体のはつきりしているものを列挙しての試算のみでも、1916年現在で（かっこ内は1916年現在で未払分）清国政府に対する借款が82,496千ポンド(66,885)（この数字は民国政府に対する1914年の40万ポンドを含む）、鉄道に対する借款が37,190千ポンド(36,021)、他に1901年の北清事変償金が67,500千ポンド(62,729)、以上合計187,186千ポンド(165,635)に達する。たいてい5%ローンである^{注27}。

対支借款——植民地銀行の現地預金増——現地銀資金カバー^{注28}により、発展しつつある東洋貿易に伴なう金・銀交換の危険を東洋人に転嫁し、この過程を仲介する植民地銀行の営業を通じて東洋を東洋自体は銀本位のままで金本位の世界体制の中に包摂するという帝国主義諸国のシステム（イギリスがインドを包摂したしかたと同じではないが²⁹）を、日露戦争後に日本もまたおこなうことになったのであった。19世紀の国際的な金銀複本位制論争が現実にはこういう形で収束したのである^{注30}。もとよりこのシステムが自動調節的なものなどではありえない。1911年の中国の辛亥革命はかかる体制に対する歴史の解答を準備しつつあったのである。

第三章 注

1. 東洋経済新報社編『日本貿易精覧』（昭和50年復刻）所収の「輸出入金銀細別表」(431~9頁)（明治5年一大正8年）を参照。
2. チャータード・バンク・オブ・インディア・オーストラリア・アンド・チャイナの場合について、1909年がいかなる意味で画期であったか説明しよう。
いったい、ロンドンで一般的銀行業務というのは、発券、預金受入、時貸、手割、為替、送金、信用状開設、年金・配当受取、および国内外の政府債・企業債等有価証券類の売買である。(C. Mackenzie, Realms of Silver. 1954. pp.7-8.)この中でチャータード銀行のロンドン本店がなしたのは、為替取扱と送金業務のみであり、それ以

外には海外支店の監督のみが仕事であったといってよい。(ibid. p. 146) 預金と貸出しが認められていなかったから、植民地銀行はロンドンの株式預金銀行に現金出納や手形引受を依頼するようになった。特定のロンドン銀行と植民地銀行の間の親密な関係がこのようにして発生する。チャータード銀行の場合には、シティ銀行の創立（1885年）以来シティ銀行に依存し、シティ銀行がミドランド銀行に合併されてからはミドランド銀行に依存していた。(ibid. p. 144) チャータード銀行のロンドン本店は、シティ銀行に預金口座を設け、本店の現金収支をシティ銀行の小切手で処理するとともに、東洋の支店からロンドンのシティ銀行の当座口あての為替手形を振り出させ、かつチャータード銀行のロンドン本店が入手するポンド払い手形を、決済資金としてシティ銀行の当座口に振込んだのである。(ibid. p. 146)

1853年のチャーターは、チャータード銀行がケープタウン以西に支店を設置することを禁止していた。(ibid. p. 21) 営業地域が制限されていたわけである。この禁令は1904年に解かれ、ニューヨーク支店、ハンブルク支店、ロンドン支店ができることになった。(ibid. p. 176)

植民地銀行の発券量はチャータード銀行の場合チャーターによって「払込資本金を越えぬ額に」、改正チャーターによても「正貨準備の3分の1を越えぬ額に」制限されていた。(ibid. pp. 173-4) 資本金額もチャーターが定めており、チャーターの変更がなければ増資ができなかった。1907年に増資が許可され、新株発行によるプレミアム収入があった。(ibid. 176) 増資により営業規模をいちだんとおおきく拡大したのである。

1909年（第8回追補チャーター）にチャータード銀行はロンドンでの一般的な銀行業務を認められた。(ibid. 177) もっともロンドン手形交換所社員銀行ではないから、手形交換はミドランド銀行に依存することになる。この時期として重要な点は、チャータード銀行がロンドンで有価証券の売買、外国債の発行引受、預金の受入、この三つを正式におこないうるようになったことであろう。

3. 『横浜正金銀行史』 76, 84頁。同付録甲巻之一, 第63号。
4. 『横浜正金銀行史』付録甲巻之一, 第18号ノ5。
5. 注3に同じ。
6. 『横浜正金銀行史』 175頁。同付録甲巻之一, 第45号-1, 第49号-2。
7. イングランド銀行は日露戦争外債以来日銀との取引をきわめて重視しており、1905-07年のロンドン市場の緊張にさいしては、日銀から借り入れをおこなっている。日露戦争外債発行額のうちのある程度の部分をイギリスの大蔵省の要請に応じてイングラ

ンド銀行の本支店が販売したので、その見返りとして日銀名儀の別段預金口座がイングランド銀行におかれしており、日銀の預金残高はイングランド銀行の日計表中では朱記して特に独立に示されていたという。(R. S. Sayers, *The Bank of England 1891–1944*. Cambridge 1976 vol. 1. pp. 40–41)

明治38年11月の第3回4分利付英貨公債発行のさいに(ロンドン、ニューヨーク、ベルリン、パリで発行)はじめてイギリスとフランスのロスチャイルド家が引受団に加わっている。これがロスチャイルドの名が日本政府外債の発行引受人として現われる最初の事例である。(『高橋是清自伝』、昭和11年。778–93頁。)もっとも、バンミュール・ゴールドン商会などという者は実際にはロスチャイルド(イギリス)のエージェントではなかったのかという疑念を禁じえないから、正面にはロスチャイルドの名がなくとも裏面では日本の外債にロスチャイルドが相当に関与していたものとおもわれる。深井英五、『回顧70年』(昭和16年)も、ロスチャイルド、カッセル、ベアリング商会の三者が裏面で大口引受者であったとしている(69頁)。

8. なお、神武庸四郎「イギリス預金銀行の支店管理組織と対外関係(1891–1913年)」(『金融経済』151号、1975年4月)は、1897年時点の事例を用いつつロンドン銀行と植民地銀行の関係が同時に人的結合関係をも伴なう可能性を示唆している。(103頁)
9. 『高橋是清自伝』(昭和11年)666頁。
10. アレキサンダー・アレン・シヤンドのことは、土屋喬雄、『お雇い外国人——金融・財政』(昭和44年)に詳しい。なお、注4と同じ。
11. たとえば、日本財政経済研究所編『日本金融財政史』(昭和32年)、142–3頁の試算。
12. 13. London Economist. Monthly Trade Supplement. Bullion and Specie欄。
14. 『横浜正金銀行史』付録甲卷之一、第83号。付録甲卷之二、第100号ノ2、第102号、1–3、第104号ノ1–2。
15. 『横浜正金銀行史』甲卷之一、115–9頁に、「『アルライエンスバンク』ヨリ送りタル約束草案ノ訳文」(明治14年)が出ている。(委細は拙稿「第1次大戦以前のロンドン銀行引受(アクセプタンス)」、『北星論集』第14号、1976年12月、の資料3として紹介した)アライエンス銀行が正金銀行に示しているこの取引条件は、正金銀行振出の期限付手形をアライエンス銀行が引受ける条件を主内容としている。この取引条件では手形引受限度を未決済残高で25万ポンドとしており、この25万ポンドという額が当時仮にロンドン銀行一行で正金銀行のロンドンにて振出手形(期限付)を引

受けた場合に見込みうる規模だったのである。この規模の手形引受をアライエンスにおこなわせるためには、手形引受を保証する担保を常時アライエンス銀行に預託しておかなければならない。担保額の85%が引受限度額とみて、25万ポンドの引受限度額に対し約30万ポンドが担保必要額となる。明治17年のロンドン為替基金30万ポンドの申請金額（『横浜正金銀行史』67—8頁。同付録甲卷之一、第46号）が大体それに一致する。

『横浜正金銀行史』資料の「営業報告書」（坂本経済研究所発行）には、1900年頃まで正金ロンドン支店のロンドン取引先銀行にたいする預金額（当座預金と別段預金）が示されており、正金ロンドン支店の現金出納がもっぱらこのロンドン取引先銀行にたいする預金口座をつうじてなされていたことが一見して明らかである。

16. 『横浜正金銀行史』194—5頁。同付録甲卷之二、第104ノ2。
17. 同付録甲卷之二、第104ノ2。
18. 同付録甲卷之二、第174号ノ2。
19. さしあたり、『日本貿易精覧』（昭和50年）の「外資導入現在高」（696頁）をみよ。
20. 藤村 通、「七分利付外国公債論」（『金融経済』第142号、1973年10月）、21—33頁に詳しい。
21. 政府外債発行それぞれの要件を比較するには、たとえば大蔵財務協会編『大蔵省百年史』（上）付属年表は大変に便利。
22. さしあたり、奥田 熱、『米国銀行制度発達史』（大正15年）とそれが参考にしている文献をみよ。
23. 明治42年5月に開かれた正金銀行第2回東洋支店長会議では、支那銀預金の性質について討論がおこなわれている。（資料第3集第2巻中の第1巻。特に264—278頁。坂本経済研究所）

当時1,700—1,800万円におよぶ支那銀預金のほとんどが定期性のものであり、明治40年（1907年）の恐慌に続く不況で中国の金融市场も緩くなっているのになお6分以上の預金金利を引続いて支払っているのは苦痛であるという報告が、とくに上海支店と北京支店からなされている。

元来中国では列強の諸銀行が争って現地預金を得ようとし、表面金利とは別に特約による高い預金金利を支払うのが常態となっていて、正金銀行もその中に伍していた。ところが1907年恐慌以後の不況で列強の諸銀行は繰々実効金利を引き下げているが正金の場合はどうしたらよかろうかという報告である。現地で資金を運用したくとも、長期の借款申込はあるが短期の資金需要がないという。しかも受入れている預金の多

くが支那官辺筋のものであり（とくに北京支店）金利を下げる解約されてしまえば現地とのつながりはなくなるし、解約されまいとすれば相手は従来通りの高金利を主張してゆづらないという。北京支店は預金の解約は困るが北京支店では維持できないから上海支店にそっくりつけ替えるように要望している。

支那銀預金は支那官辺筋を利で釣るという政治的性質のつよいものであり、商取引に基盤をおく現地預金という意味はうすかった。政治借款（おおくの場合漢口支店が交渉の窓口となったようである）とそれにつながる現地預金の増加（預金の方は上海支店と北京支店にむかう）、そして官辺とのつながりを利しての正金銀行券（天津支店のものが北京にまで持ちこまれている）の流通範囲の拡大、という「拓殖」は正金清国支店の営業それ自体としてはひきあうものではなかった。元来このことは、正金全店の為替営業からみての上海支店の重要性と、政府の機関銀行として日本資本主義の大陸進出の先兵の役割を勤めるものという面から評価さるべきものである。

正金銀行が仲介した日本政府の対支政治借款は、借款の保証は政府がおこなっているとはいえ、大戦前の分はおそらくその多くが現地銀預金の中から支出されそれに伴って現地銀預金の預入があるという資金的にはイモヅル式の連関になっていたのではないかとおもわれる。借款が5%で預金金利が6%では、この点だけみれば正金銀行に利はない。しかし正金上海支店が短期間に上海で大きな勢力になってゆくためには、こういう政治的な方法による銀資金の堆積とその上海支店への集中という方策を必要とした。（同会議録161—263頁では、上海一の勢力を誇る香上銀行の建値に牛耳られて正金の神戸支店や牛莊支店が為替を売買する都度必ず損になるという為替銀行としては致命的な状態になっていることが如実に語られている。上海がなければ神戸も牛莊も存立しえないのである。）

金銀比価の変動による銀資ロスを現地に転嫁するといつてもそれは大筋の論理であって、その内部にはそれなりの事情がある。矛盾がある。現地銀預金による銀資金カバーといつても、現地銀預金が高利であるから不況のさいにはさきにみたような矛盾がきびしくなる。もっとも通常は市中金利がたいへん高い国であったから、常にこの点が問題になったというわけではなかろう。一方この銀資金は正金上海支店が中央為替統務店として銀為替を一手に引受け、先物操作や銀塊取引にも勢力を占めてゆくためのファンドともなったのである。満州幣制などもこのような上海のありようとのかかわり抜きには、全然存在しえなかつたであろう。

24. 『横浜正金銀行史』317—9頁。
25. 同付録甲卷之三、第191号ノ1。この借款条件のひとつひとつがじつに注目に値い

する。この資金の日本への回金をきらうのは、中国の「在外正貨」を日本におかせまいという配慮である。日本の通貨当局の自由にならない要素を日本にもちこませまいという配慮である。

26. 『横浜正金銀行史』 331—4 頁。
27. W. F. Spalding, Eastern Exchange, Currency and Finance, London. 1920. pp. 382—6.
28. 徳永正二郎『為替と信用』(1976年)の第6章に示されるシェーマ
植民地銀行・現地預金⇒現地発券

↓

準備金のロンドン集中

↓

ロンドンの信用拡張

はきわめて正しい内容を含むが、相手が銀本位国である場合を考慮していない。この過程は東洋貿易拡大の必要に応じて現地預金を飛躍的に増加させてゆく意味をもつ巨額の借款により補なわれる。この意義をもつ資本輸出はあえて直接投資たるを要しないのである。

29. 井上 異「インド金為替本位制の成立とシティ金融資本」(『西洋史研究』新輯2号, 1973年11月)をみよ。半植民地中国とは異なり、植民地インドでは過程はシティの直接の管理下におかれる。
30. この論争が先進国国内に対してもっていた意味については、吉岡昭彦「イギリス綿業資本と本位制論争」(岡田与好編『近代革命の研究』下, 1973年)および、井上 異「19世紀末大不況期におけるイギリス本位制論争——1888年『金銀委員会最終報告書』分析——」(『商学討究』第23巻第1号, 1972年6月)をみよ。

(追記)N. M. C., Publications. vol. 18. Washington. 1911 中の The Banking System of Japan. by O. M. W. Sprague. pp. 190—1 の記述は正金銀行がとっている為替バランスと政府外債発行の関係について本稿の結論を裏うちするものであろう。但し同 p. 198 で日銀の保有する外国為替手形が日銀の対外決済手段となったという把握は正しくない。この手形は全て正金銀行が日銀に買入輸出手形の再割引（その枠が 1,500 万円。2%）を求めてさし入れたものだが、その実際の取扱はコピーを日銀に差入れて現物は正金銀行の手中にあり、手形代金が海外で入金すると同時に正金銀行は国内で円貨で返済した。日銀の「所有」であるとはいっても、日銀が自由に処分しうるという性質の手形ではない。